

個人情報を取り扱う業務委託契約の 特記事項

第1 乙は、個人情報の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年板橋区条例第54号）、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）等を遵守し、個人情報の取扱いを適正に行い、個人の権利利益を保護することに努めなければならない。

2 この特記事項における「個人情報」とは、次に掲げる個人情報等を総称するものとする。

（1）個人情報保護法第2条第1項に規定する「個人情報」

（2）番号法第2条第8項に規定する「特定個人情報」

3 乙は、この契約に基づく業務に従事する者の範囲を明確にしたうえで、適切に監督し、個人情報の取扱いに係る研修・教育を定期的に行うものとする。また、乙は甲と協議のうえ、乙が取り扱う業務の範囲、業務遂行過程における具体的な個人情報の取扱い方法について明記したマニュアルを作成し、それに基づき事前研修を行うものとする。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了した後又は解除された後も同様とする。

2 乙はこの業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対し罰則が適用される可能性があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

3 乙は、この業務に従事する者から個人情報保護に関する誓約書を徴し、その写しを区に提出するものとする。

4 乙は、従事者の事業会場への入退室の際、不要な物品の持込み及び持出しを禁止する。

5 乙は、参加する中学生・高校生に個別のニックネームをつけ、この事業の実施における呼称として徹底し、出席の確認、学習支援及び指導記録には氏名を使用しないものとする。

（目的外利用及び外部提供の禁止）

第3 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。また、番号法第19条各号に規定する場合を除き、第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱い業務を第三者に委託し、又は請け負わせて（「再委託等」という。）はならない。ただし、当該業務の一部について第三者に再

委託等をする必要がある場合には、あらかじめ再委託等をする事業者（「再受託者等」という）の名称・所在地、再委託等の内容、理由、事業執行の場所及び従事者を甲に書面（別記第1号様式）をもって通知し、甲の書面（別記第2号様式）による承諾を得なければならない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定により再受託者等に取り扱わせる場合は再受託者等の当該業務に関する報告を行わせるとともに、その内容を甲に書面にて報告しなければならない。また、再受託者等の当該業務に関する行為については、甲に対しすべての責任を負うものとする。

（複写及び複製の禁止）

第5 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく複写又は複製してはならない。甲の許可を得て複写又は複製したときは、業務終了後直ちに複写又は複製した当該個人情報情報を消去、破棄又は破砕等の処理を行って解読不可能な状態とし、再生又は再利用できない状態にしなければならない。また、処理後は直ちにその結果を証明する書類を甲に提出しなければならない。

（個人情報の授受及び保管）

第6 乙は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良なる管理者の注意義務をもって当たり、保管及び管理は、乙の事業所においては施錠できる保管庫、事業実施施設においては甲が指定する書庫等に施錠のうえ保管し、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を防止しなければならない。

- 2 乙は、この業務に従事する者の中から個人情報を取り扱う者（個人情報管理責任者）を特定し、その氏名を名簿等により甲に報告するものとする。

- 3 乙は、この業務の履行において収集した参加者及び保護者の個人情報の全部又は一部を甲の許可なく乙の事務所及び事業実施施設から持ち出してはならない。

（電算処理を行う機器、施設、システム操作者の限定）

第7 乙は、参加登録者の名簿作成及入力データの送信は、あらかじめ事業会場に配備したパソコンを使用し、各会場となる施設において事業実施時に個人情報管理責任者が処理する。

- 2 乙は、個人情報管理責任者にID・パスワードを付与し、システムの操作者を限定する。また、パスワードは定期的に変更するものとする。

- 3 本事業で個人情報の入力及び送信に使用するパソコンは、区に入力データを送信する場合及びウィルス対策ソフトの定期的な更新時に限りインターネットに接続し、入力作業時においては接続してはならない。

- 4 個人情報の入力及び送信に使用するパソコンは、個人情報管理責任者のみ利用し、利用しない場合は甲が指定した施錠された場所に保管しなければならない。

- 5 個人情報の送信に使用するパソコンのWi-Fiルーターへの接続台数は1台に限定し、他からのアクセスを受け付けない措置をとらなければならない。

- 6 SSIDのステルス機能を使用し、Wi-Fiのネットワーク上にはSSIDを表示させないものとする。

- 7 モバイルデータ通信の暗号化方式はWPA2を使用するものとする。

（個人情報を含むデータの搬送方法）

8 インターネット回線を用いたデータ送受信を行う際は、SSL通信によりデータの暗号化を実施するとともに、通信経路にはファイアウォールを設置することで、不正アクセス及び侵入を防止する。

9 乙が使用するシステムへ格納するデータは、暗号化し、情報漏洩・紛失の事故防止策を講じる。また、システムの利用状況を記録し、分析可能なアクセスログの収集を行い、不正アクセスまたはデータが改ざんされていないか監視する。

第8 乙は、甲との間において、個人情報を含むデータの搬送を行う場合は、甲が指定するネットワークによる搬送方法を使用することとする。

また、契約の履行に際して、データの授受を行う場合は、作業の前後にウイルスチェックを実施し、安全を確認のうえ、送受信を行う。

(個人情報の返還及びデータの消去)

第9 乙は、業務を終了したとき、契約を解除されたとき又は甲が請求したときは、この契約による業務のために取得若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、直ちに甲に返還若しくは引き渡さなければならない。

2 事業実施施設で保管する個人情報が記載された資料等の返還若しくは引き渡しの際は、甲乙双方が漏れのないこと確認し、甲が指定する方法で搬送するものとする。

3 作成及び保管している電子データは、データ消去ソフトウェアによる全データの消去(又は外部記憶媒体の物理的破壊)を実施し、消去を証する書面を甲に提出するものとする。

4 Google forms に記録されているデータは、定められた保存年限経過後、乙が消去する。

(立入検査及び調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の管理状況等について、随時に実地に立入調査又は調査し、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。

(事故発生の報告)

第11 乙は、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に通知する。また、当該事故解決に努めるとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を処理するために乙又は再受託者等が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者等の責に帰すべき理由により個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき。

(2) 前号に掲げる事項のほか、この特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(公表措置)

第13 甲は、乙が個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を発生させたときは、その事実を公表することができる。

2 甲は、乙が第1から第12までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し又は怠った場合には、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会に報告するとともに、その事実を公表することができる。

東京都板橋区再委託承認申請書

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

下記のとおり、受託業務の一部を再委託したいので承認願います。

記

契約件名	
契約締結日	
契約番号	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで

再委託内容

再委託先	所 在 地	
	団 体 名	
	代表者氏名	
再委託業務	(内容・執行場所・従事者等)	
再委託理由		
再委託期間	年 月 日から 年 月 日	
添付書類	個人情報保護措置について確認できる書類として 1 再委託先との契約書又は仕様書の写し 2 その他 ()	

東京都板橋区再委託承認（不承認）通知書

年 月 日

様

東京都板橋区長

年 月 日付で申請のあった再委託承認申請について、下記のとおり通知します。

記

通 知 内 容		承 認 ・ 不 承 認
契 約 件 名		
契 約 締 結 日		
契 約 番 号		
契 約 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
再委託先	所 在 地	
	団 体 名	
	代表者氏名	
再委託業務		
承認条件		1 本契約の受託者は、再委託先社員に対し、受託者社員と同様にセキュリティ教育を実施すること。 2 個人情報の保護に関する事項について、再委託先においても、必要に応じて区への報告又は区の立ち入り調査に応じること。 3 再委託先の責に帰すべき理由による損害が発生したときは、受託者は再委託先と連帯して必要な措置及び損害賠償をすること。 4 再委託先において、その受託業務の一部を更に再々委託することを禁止する。 5 その他 []
不承認の理由		